



謹賀新年



明けましておめでとうございます
旧年中は弊社をお引き立ていただき
誠にありがとうございました
心より御礼申し上げます

昨年は新型コロナウイルスの流行により、一年を通して業務の履行体制等、様々な場面で変化を求められた年でした。流行語大賞は「3密」が受賞し、世相を表す漢字も「密」でした。感染拡大防止のため、緊急事態宣言から外出自粛や全国高等学校野球選手権大会(甲子園)等の各種イベントの中止は多方面に大きな打撃を与えました。「With コロナ」の名の下に、経済活動の活性化を目的とした「GoTo トラベル」も政府の「感染拡大の防止と経済活動を両立させる」という強い意志を感じましたが、昨年末に一時休止となりました。

一方、ワクチンの開発が進むなどの明るいニュースもありました。これにより、開催延期となっていた東京オリンピック・パラリンピックが無事開催されることが期待されます。きっと選手の方々が世界中の人々に笑顔と感動を振り撒くパフォーマンスを届けてくれることでしょう。

本年の干支は丑です。干支の 2 番目となる丑年は、先を急がず一步一步着実に歩みを進める事が大切な年と言われております。そして、子年に蒔いた種が芽を出し、成長する年とも言われており、焦らずじっくりと基礎を積み上げていく期間とされてもいます。

本年は、まだまだ厳しい経済環境が続くことが予想されますが、このような状況の中、目の前の仕事に誠心誠意取り組み、各人が蒔いた種を芽吹かせ、基礎を積み上げる一年となるよう、日々精進したいと思います。

本年も昨年同様、ご愛顧の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

令和 3 年元旦 株式会社環境技研

微生物試験室をリフォームしました

弊社では、水道水、排水等の一般細菌、大腸菌試験等の環境に関する微生物試験をはじめ、医薬品、医薬品原料の微生物限度試験、保存効力試験を実施しています。その中でも医薬品の微生物試験を実施する際には、無菌操作が要求され、外部からの微生物汚染が起こらないように細心の注意を払う必要があります。弊社では、微生物試験室の環境を以前よりも厳格に管理するため、前室を設置し、クリーンルームを試薬・試液・培地調製室、製品試験室の 2 室に分けるリフォームをしました。

リフォームしたことで以前よりも交叉汚染の可能性が低く、クリーン度の高い環境下での製品試験が可能となりました。



試薬・試液・培地調製室



製品試験室

水質汚濁防止法施行令の一部改正

環境省は、水質汚濁防止法施行令の一部改正する政令案に関して意見募集を行い、それを踏まえて下記の改正が行われました。

【経緯・背景】

住宅宿泊事業は、旅館業法の第2条第1項の旅館業に含まれるため、住宅宿泊事業の用に供する厨房施設、洗濯施設又は入浴施設は、水質汚濁防止法の特定施設に該当します。

しかし、規制改革実施計画において、住宅宿泊事業に関し、一定の規模・態様のサービスについては法に基づく特定施設の届出等を要しないことが検討されました。

【改正案概要】

水質汚濁防止法に規定されている特定施設において、旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供する厨房施設、洗濯施設又は入浴施設について、特定施設から除外しました。

【公布】

公布：令和2年12月18日

施行：令和2年12月19日

清涼飲料水の規格基準の改正について

【経緯】

平成21年より食品健康影響評価の結果が得られた物質等について審議し、規格基準の改正を行いました。

今回、新たに食品安全委員会で評価が終了したフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)について、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の成分規格に「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」も考慮しつつ、新たに追加する内容となっています。

【改正案概要】

物質名	現行基準値	改正案
フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	基準値なし	0.07mg/L

【公布(予定)】

パブリックコメント等の所要の手続き終了後に告示の改正を行う予定です。



臭気指数測定について

悪臭防止法では「特定悪臭物質規制」(不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で、政令で指定する22物質)と、「臭気指数規制」(人間の嗅覚によって、おいの程度を数値化したもの)の2通りの規制があります。

においがある物質は40万種以上あるといわれ、また、におい物質が混じり合うと相加・相乗効果などが起こり、機器測定では実際に感じている通りに、においを測ることはできません。そこで、すべてのにおいを総合的に評価する「臭気指数規制」が平成7年に悪臭防止法に導入されました。

においの評価方法には、快・不快度の様に、においの質を考慮して評価する方法もあります。しかし、快・不快度は慣れによる影響があるため個人差が大きく、ある人には良いと感じられても他の人にとっては嫌な臭いを感じられる場合もあります。一般に良いにおいでも、日常的に嗅がされると不快になってくることもあり、現実にパン工場やコーヒーの焙煎臭でも悪臭苦情が発生します。臭気指数はにおいの質によらず、また個人差が少なく測定できるので、規制に適した評価方法といえます。

その算出方法は、予め嗅覚が正常であることの検査(嗅覚検査)に合格した被検者(パネラー)が臭気を感じなくなるまで試料を無臭空気(又は無臭水)で希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数値に10を乗じた数値で表します。例えば、においの付いた空気(又は水)を100倍に希釈したときに、ほとんどの人がにおいを感じられなくなった場合、臭気指数は20となります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{希釈倍率})$$

「臭気指数規制」では、規制地域毎に敷地境界上における規制基準を臭気指数10から21の範囲で定めます。なお、気体排出口及び排出水の規制基準値については、敷地境界上の基準を基に算出します。

当社は臭気指数測定を行なう上で重要な、技術基準や設備基準等を満たす事業所単位の資格である【臭気測定認定事業所】の登録事業所でもあります。

お気軽にご相談ください。

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp